

三田市民病院 給食業務委託 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、「三田市民病院 給食業務委託」に係る契約の相手方となる候補者の決定にあたり、プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

1 業務概要

(1) 業務名

三田市民病院 給食業務委託

(2) 業務の目的

当院で治療中の患者へ、医療の一環として患者一人ひとりの病態等に応じた適切な食事を準備し、衛生的かつ安全に、安定的に給食を提供することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「給食管理業務委託仕様書」に示すとおりとする。

(4) 履行期間

契約日から令和 7 年 3 月 31 日まで

契約日から令和 3 年 3 月 31 日までを準備期間とし、その間は委託料は発生しないものとする。

(5) 履行場所

兵庫県三田市けやき台 3 丁目 1 番地 1

三田市民病院

2 参加資格

参加できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

【基本的要件】

- (1) 仕様書の内容を満たし、誠実に業務を行える者。
- (2) 令和 2 年 11 月末時点において、200 床以上の病院で 2 件以上クックチル方式での業務受託実績のある者。
- (3) 兵庫県または大阪府にセントラルキッチンを有する者。
- (4) 一般財団法人医療関連サービスマーク振興会が認定する患者等給食の認定を受けている者。
- (5) 医療法施行規則第 9 条の 10 を満たす受託事業者であること。
- (6) 三田市入札等参加資格者名簿に登録された者であること。
- (7) 市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (10) 三田市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 9 号。以下「暴力団排除条例」という。）第 2 条第 3 号に該当しない者であること。

3 予算上限額

委託料の見積り限度額は165,000,000円(年間)(消費税及び地方消費税を含む。)とする。
見積書は上記予算上限額を超えてはならないものとする。

4 参加申込・必要書類等

(1) 参加申込みをする者は、技術提案書等の資料を下記の期日までに**持参**すること。

提出締切日 **令和3年1月8日(金) 17:00まで**

提出先 三田市民病院 3階 事務局総務課管理係 担当：藤滝、杉原
TEL 079-565-8606 (直通)

<技術提案書及びプレゼンテーション資料>

	提出書類の名称	様式	提出部数	提出期限
1	質問書	様式1	1部	2021年1月8日(金) 17:00まで
2	参加表明書	様式2	1部	
3	会社概要	任意・A4	正本1部 副本10部	
4	業務受託実績一覧	様式3		
5	業務責任者等の経歴及び実績	様式4		
6	技術提案書	任意 原則A4		
7	見積書	任意・A4		
8	医療関連サービスマーク認定証の写し	A4		

作成要領及び留意事項

1. 提出書類の内、様式があるものはこれを使用すること。
2. 既製の資料等については様式を問わない。
3. 提出書類(番号3~7)は、原則縦左綴じにして提出してください。添付資料がある場合は、出来る限り一連で綴じること。
4. 技術提案書は、受け付け後の追加及び修正を認めません。
5. 見積金額は、全て税抜きで、月額、年額及び契約期間の総額がわかるように記載のこと。また、業務遂行体制や単価・諸経費など積算根拠を明示すること。
6. 提出書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合があります。
7. 提出された書類に虚偽の内容が記載されている場合は無効とします。

(2) 技術提案書に記載する内容

- ① 給食業務に対する理解・体制
- ② 安全衛生管理
- ③ 危機管理
- ④ 病院との連携
- ⑤ 業務運営体制

- ⑥ 業務引継ぎ
- ⑦ その他、独自の取組み等
- ⑧ 見積書

5 質疑・応答

- (1) 口頭又は電話による質問は受け付けない。
- (2) 別添の様式（様式1）により質問書を電子メールにて提出すること。
- (3) 回答書は、質問メールのアドレスに返信するため、ご注意ください。

【質疑】・提出受付：令和3年1月8日（金）17：00まで（必着）

・提出方法：三田市民病院 総務課管理係 へ電子メールで提出すること。

E-mail soumu_kanri@hospital.sanda.hyogo.jp

【回答】・受け付けた質問へ上記期間中に回答します。

6 プロポーザル方式による審査

- (1) 実施日時

令和3年1月中旬（詳細な日時は参加者へ通知します）

- (2) 実施場所

三田市民病院 会議室棟 1階・講堂

- (3) 実施形式

「公募型プロポーザル方式」とする。

- (4) プレゼンテーションの実施方法

①時間配分は、プレゼンテーション（15分以内）、全体を通じての質疑応答（15分程度）とし、1社30分程度とします。

②提案説明者は、業務を受託した場合、当院に関与する人（責任者、チーフなどマネジメントに関与する人）が望ましい。又は、同席することが望ましい。

③その他、プレゼンテーションに使用されるOA機器について、プロジェクター（ケーブルを含む）、スクリーン、テーブル、椅子等は当院にて準備しますが、パソコン等必要なものは持参のこと。

- (5) 審査の実施方法（予定）

①提出書類（見積書、技術提案書）及びプレゼンテーションの内容について、総合的に審査する。

②各審査員の審査結果を集計後、優先交渉権者1社及び次点者1社を決定する。

③審査の結果、最高の評価点が同点で2者以上ある場合は、審査員による協議にて優先交渉権者と次点者を決定する。

④審査は、9人（予定）が行なう。

- (6) 参加者が一者となった場合もプロポーザル審査を実施する。

7 審査結果の通知

令和3年1月中旬を目途に、全ての参加者に書面にて通知する。

8 無効となるプロポーザル

次のいずれかに該当する場合は、提案を無効とする。

- ①提出期限内に提出書類が提出されなかった場合
- ②提出書類に虚偽の記載をした場合
- ③会社更生法の適用を申請するなど、契約の履行が困難と認められる事態に至った場合
- ④審査の公平性に影響を与える行為を行なった場合
- ⑤公共事業に関して違法行為等により指名停止などの処分を受けている場合
- ⑥その他、当該要領に基づいていない場合

9 スケジュール

内 容	期 日 等
参加表明書・技術提案書等の提出期間	令和3年1月8日（金）17：00まで
質疑応答期間	
プレゼンテーション	令和3年1月中旬（別途通知）
審査結果通知・契約	令和3年1月中旬
準備期間	令和3年1月中旬～3年3月31日

10 その他

- ① 技術提案書の作成及び提出に関する費用は、それぞれの提案者の負担とする。
- ② 技術提案書の著作権は、それぞれの制作者に帰属するが、選定を行う作業に必要な範囲で無断・無償で複製を作成することがある。なお、採用された技術提案書の著作権は当院に帰属するものとする。
- ③ 提出された技術提案書は返却しない。
- ④ 提出書類の提出をもって、提出者は仕様内容他の記載事項を承諾したものとする。
- ⑤ 今後予想される一連の委託業務に際しては、技術提案書に記載された内容の変更は認められない。ただし、当院がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。
- ⑥ 審査結果に関する異議申し立ては受け付けない。